明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一三）　一

〔告　示〕

○電気通信番号規則の細目を定めた件の一部を改正する件（**総務**四一二）　二
○計算担当機関の住所の変更に関する件（**同**四一三）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**三一一）
○パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件（**同**三一二）
○モトフォウア高等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三一三）
○第四次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三一四）
○都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**三一五）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**同**三一六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一六九三、一六九四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一六九五～一七〇九）
○保安施設地区の指定をする件（**同**一七一〇）
○国土調査の実施に関する公示（**国土交通**八七八）
○自動車の型式を指定した件（**同**八七九～八九一）
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**一九五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三五三）
○浄化槽の型式を認定した件（**四国地方整備局**九〇）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の住所等を変更した件（**同**九一）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**同**九二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　消費者庁　海上保安庁　九

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

法　務

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　三

産　業

日本工業規格（文部科学省）　六

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一、山口同一、佐賀同一）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、証票無効関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

企業年金基金変更・清算結了・清算人退任関係　九

会社その他

省　令

○厚生労働省令第百十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「及び職場意識改善助成金」を「、職場意識改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金」に改める。

第二十五条中「をいう」の下に「。第二十九条において同じ」を加える。

第二十九条から第四十二条までを次のように改める。　一〇

（受動喫煙防止対策助成金）

第二十九条　受動喫煙防止対策助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主に対して、その実施する第三号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。　一〇

一　労働基準法別表第一第十四号に規定する旅館、料理店又は飲食店（第三号において「旅館等」という。）を営む中小企業事業主であること。　一〇

二　次号に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出た中小企業事業主であること。　一〇

三　旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合に、前号の計画に基づき、当該事業場内において当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置する等の措置を講じた中小企業事業主であること。　一〇

四　前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。　一〇

第三十条から第四十二条まで　削除

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。